

## 豊橋市市民協働推進審議会概要

### 【豊橋市市民協働推進条例（抄）】

（公益的社会貢献活動団体に対する助成）

第10条 市長は、基金を財源として、公益的社会貢献活動団体のうち市長が別に定めるものに対して助成することができる。

2 市長は、前項の助成について申請があった場合は、豊橋市市民協働推進審議会の意見を聴き、決定するものとする。

（解説）

この市民協働推進基金を活用した補助金は、第11条で設置する豊橋市市民協働推進審議会の審査を経て交付します。この審査は、公益性、必要性、先駆性、専門性、継続性、実効性を審査項目として行われます。また、この助成制度の中で、自分たちの活動の情報発信を行う場を設けます。

（市民協働推進審議会）

第11条 市長は、市民協働によるまちづくりの推進に関する事項を調査審議させるため、豊橋市市民協働推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、市民協働によるまちづくりの推進に関することについて調査審議する。

3 審議会は、市民協働によるまちづくりの推進に関する施策及び必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

5 委員は、市民、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（解説）

この審議会は、市民協働によるまちづくりの推進に関して、条例の効果的運用などについて協議、検討や評価をする機能を担うとともに、審議会の発意により市長に意見を述べるすることができます。